

○個人情報開示請求の留意点

1 個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいいます。

2 目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、広域連合が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な広域連合活動の推進に資するため。

3 開示請求

御本人であれば、広域連合の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示請求を行うことに制限はありません。

また、診療報酬明細書の開示については、被保険者及び遺族が請求（依頼）できます。

4 開示請求の手続

開示請求は、請求理由により次の様式にて書面で行っていただきます。

- (1) 個人情報の開示を請求する場合 様式第5号
- (2) 個人情報の訂正を請求する場合 様式第16号
- (3) 個人情報の利用停止を請求する場合 様式第21号

また、開示請求の際、本人確認のため、住所及び氏名が証明できる運転免許証、健康保険被保険者証又は個人番号カード（マイナンバーカード）の提示をお願いし、コピーを取らせていただきます。

なお、診療報酬明細書の開示請求は、請求様式を別途定めています。「診療報酬明細書等開示請求関係」のアイテムを参照ください。

5 不開示情報

次の情報については、開示できません。（個人情報の保護に関する法律第78条参照。）

- (1) 開示することにより、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利や競争上の地位を害するおそれがあるもの
- (4) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報
- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
また、診療報酬明細書の開示請求については、不開示の基準を別途規定しています。詳細につきましては、「診療報酬明細書等開示請求関係」のリンクを参照ください。

6 手数料等

開示請求に係る手数料は、無料です。ただし、公文書の写しの交付を受けられる場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担いただきます。

7 その他

個人情報に係る開示手続きは、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき実施することとなっています。